

「共に働く」を通じて、市民が参画しながら、 人々が大切にされる社会を拓く

～ワーカーズ・コレクティブをジェンダー視点で考える～

田中 夏子*

はじめに なぜ労働者協同組合に着目するのか

論考の冒頭にも関わらず、個人的な体験から記すことをご了承いただきたい。筆者が社会人となって、初めて就職した1980年代前半、職場ではノルマ、男女間の処遇格差、ハラスメント、長時間労働等が当然視される時代だった。今では信じがたいが、筆者も最初はそれに「適応」を試みていた。ハラスメントはその概念すら社会では認知されておらず、「個人的な不快感」として、自身も飲み込んだ。

筆者の就職先は金融機関だったが、性別によって自動的に職業キャリアが確定されていること、入社直後の研修内容も大きく異なり、育てる社員（男性）と早期の入れ替わりを期待される社員（女性）とが峻別されていることは、入社直後から明らかだった。にもかかわらず、男女ともに入社初年度から定期預金獲得のノルマが課され、その個人別の達成グラフが休憩スペースである社員食堂にも大きく貼り出されて、四六時中、競争を意識させられていた。

渉外担当の男性の連日の長時間労働は、常態化しており、後には、現職の銀行員によって、同銀行の異常な労働実態を告発する書籍が発刊されている。1986年に男女雇用機会均等法が施行された後は、この異

常な働かせ方が、「均等」の名のもとに女性にも及び、女性の長時間労働が深刻化していった。同銀行の支店勤務だった20代の女性が1989年に過労で亡くなったことは大きな衝撃だった。銀行にも当然ながら労働組合は存在したが、労働者の権利擁護のための組織ではなく、会社と一体化した親睦会だった。

しかし、自分でも大変意外だったことに、そうした異常な労働現場ではあれ、自分の業務上のスキル習得には皆、熱心で、たとえデータ入力、伝票整理、書類突合等といった単純業務であっても、処理精度とスピードが高まる等の「熟達」を実感することはささやかな喜びだった。特に、業務上の課題を職場チーム数人で自ら設定し、その解決方法を検討して業務改善につなげるQC活動は、自分たちの身体的疲労度の軽減を目的とする課題を設定していたこともあって、無理な作業姿勢や無駄な動線の見直しによる業務環境の改善に直結し、一定の手ごたえを感じていた。

矛盾に満ちた「働き方」に「適応」していくための回路がQC活動であったわけだが、異常な過密・過剰な働かせ方に、抵抗を感じながらもやがてその異常さに麻痺し、受容していく自身のプロセスは、熊沢誠が描いた『日本の労働者像』とぴったり重なるものだった。

*日本協同組合学会元会長、協同組合研究者

結局、筆者は入社1年で早々に銀行での仕事を辞したものの、職場を変えれば解決する問題でないことは明らかだ。いうまでもなく、こうしたことは、決して筆者の就職先にのみあてはまることではなく、業種を問わず、日本の多くの労働現場で、根深く浸透していたからだ。

筆者が、「人々が大事にされる・しあう働き方」を研究課題に据えたのは、上記のような体験が原点となっている。「大事にされる・しあう働き方」の探求には、2つの視点が必要だった。一つは、既存の企業労働を内側から変える視点、つまり、なぜこんな過酷な働き方が主流なのかの構造分析と、そこでどう闘うかの労働運動を含む社会運動論である。もう一つは、企業内側から変えるのではなく、「人々が大事にされる・しあう働き方」を実際に生み出す実践的な視点である。

当初は、圧倒的な現実として迫る前者の課題を追いかけるところからスタートした。その中で、利益探求と異物排除の論理を徹底する企業と対峙しながら、働く者どうし、お互いを大事にしあう労働文化を探求する、自主管理生産に取り組む労働運動があることを知った。

あわせて、失業対策事業に働く人々が、国による同制度廃止に抗して闘いながら、同時に自分たちの仕事を尊厳あるものへと作り変えていく労働運動にも出会い、前者と後者が切り離しがたいことを痛感した。失業者による運動については、初期には、点として展開していたものの、当事者たちが1979年にネットワークを結成し、1982年には、「労働者協同組合」というアイデンティティを提起する（日本労働者協同組合連合会 2022：12-15）。

他方、もう一つの流れとして、労働運動とは直接の接点はない都市部の生活協同組

合（生活クラブ生協）で活動する組合員層が、最初は「食」を中心に、ほどなくして「福祉」「生活」を軸に、ワーカーズ・コレクティブ運動を展開していった。担い手は、当初はほぼ全員が女性⁽¹⁾、また最初は生活クラブ生協の組合員によってスタートしたこともあり、経済的に比較的豊かな階層に属する市民の活動だった。同運動の第一号、「にんじん」は、生協業務の受託を行なうワーカーズ・コレクティブだが、その設立もまた、上記の、失業対策事業から生まれた取組と同時期の1982年だった。

まさに筆者が、大企業の論理に飲み込まれ、愕然とさせられた1982年に、労働運動からも市民運動からも、企業における「働き方」とは異なる労働・仕事が模索され始めた。その偶然の一致が、筆者の、労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブへの関心を格段に高める原因ともなった。

むろん、ワーカーズ・コレクティブについていえば、同運動の担い手が、その発祥地の神奈川においては、「大企業の管理職」の家族であり世帯収入が比較的高く、「相対的に豊かな階層」に属していることは、複数の先行研究が示してきたとおり（上野 2011：278-285）である。ワーカーズ・コレクティブが、企業の利益主義に対する強力な批判的精神で結束しているかといえ、そうとはいえない。

だが、そうした矛盾を内側に抱えながら、いやだからこそ、ワーカーズ・コレクティブでは完結しない形で、地域社会、地方自治、各種の社会運動に染み出す、ネットワークの回路を発展させてきたともいえよう。そして、後に詳述するように、ワーカーズ・コレクティブがこの「市民参加」の拡充と一体となって歩んできたことこそ、重要な特質といえよう。

ところで、後に、障がい者運動において

も、各地で蓄積されてきた「働く」ことをめぐる実践が、結集し、「障害者と健常者が共働」「障害者の労働権の確立」を目的として 1984 年、全国的なネットワーク組織「差別とたたかう共同体全国連合」（共同連）が設立されたことを知った。当時、障害を持つ人々にとって主流だった 3 種の働く場、障害者雇用促進法に基づく企業での「一般雇用」、また社会福祉法（1951）にもとづく「授産事業」、そして福祉関係者や家族が運営する小規模作業所のいずれでもない、「障害のある人ない人が対等平等に自分らしく共に働き」（堀 2020：126）、賃金ではなく分配金を「わかちあう」との理念に基づく運動である。共同連に集う各地の実践は、当時ヨーロッパで展開していた「労働者協同組合」に関心を寄せつつ、そこから派生するイタリアの「社会的協同組合」（後述）に大きな示唆を感じて、後にこれをさらに発展させた「社会的事業所宣言」へとつながる。

以上、1980 年代前半までは、直接的には出会い交わることがなかったこれらの 3 つの流れ～失業者の労働運動、中間層の女性を中心とした生協運動や市民運動、そして障がい者の権利運動～が、それぞれ模索を重ねる中で「労働者協同組合」という手法を独自に見出していくプロセスが存在したことをまずは確認しておきたい。その上で、実践者たちは、1990 年代以降、非営利・協同のネットワークが形成される途上で、出会い、各自の経験と知恵を交流し、「賃金」「労働者性」「行政との関係」等、互いに異なる理念をぶつけあいながらも、日本において「労働者協同組合」を制度化しようとの方向性を共有していった。その結果、途中、幾度も紆余曲折を経ながら、2020 年に、労働者協同組合法の成立を見た（法律の設

立過程詳細については、大高、2024）。

長い冒頭を付したのは、労働者協同組合の源流にあるものが、総じて、失業対策事業の制度廃止で苦境に追い込まれる失業者、通常の労働市場からパート労働以外選択肢がなく排除されてきた既婚女性、労働市場への参加を拒否されてきた障がい者たちによる、「社会的排除との闘い」に端を発していること、そして、労働者協同組合は、「目的」ではなく、それぞれが構想するよりよき市民社会～「人々が大切にされる、しあう働き方」、「市民参加に根差した社会形成」「排除、差別のない社会」～に至るための、手法や表現の一つであることを確認したかったからである。

本稿では、上記のうち、2 番目に述べたワーカーズ・コレクティブについて筆者が関わった調査やヒアリングをもとに、その社会的な意義と課題を検討する。もとより、ワーカーズ・コレクティブについては、天野（2006）、上野（2011）を始めとして、多くの先行研究が存在する。本来なら、そうした先行研究との対話から出発すべきだが、本稿においては、筆者が近年、実践者に加えていただいて実施してきたリサーチから得た知見を、組織の諸見としてではなく、飽くまで田中個人の見解として報告することとしたい。

1. 労働者協同組合と女性～ワーカーズ・コレクティブに対する当初の組合員の受け止めと生協職員の「衝撃」

本稿で述べるワーカーズ・コレクティブとは、何か。同団体の全国的なネットワーク組織 WNJ で共有する定義は下記である。「地域の暮らす人たちが生活者の視点から地域に必要なものやサービスを市民事業として事業化し、協同組合（自分たちで出資

し、経営し、労働も担う)で運営する「働く人たちの協同組合」である。このような働き方は「雇用された労働ではなく、対等な立場で自主的に自己決定し、責任をもつ、協同する労働である」(WNJ)。

ワーカーズ・コレクティブの第1号「にんじん」が、まずは生活クラブ生協の店舗運営から始まり、その後、リサイクルショップ、レストラン、家事介護、託児等、多領域に展開した上で、後にそれぞれ領域別のワーカーズが独立していった経緯については、多くの論者が言及している。まさに、「地域の暮らす人たちが生活者の視点から地域に必要なものやサービスを市民事業として事業化」していった結果といえよう。

男女雇用機会均等法の直前の1980年代前半、既婚女性にとって、一般の労働市場での参入先は、ほぼパート労働に限定されていた。そうした中、自分たちの食への関心を土台に、生協の組合員活動で培った社会的なスキルを活かし、社会的意義を全面に打ち出す経済活動は、「新しい働き方」として魅力的なものだったことは、筆者自身の経験に照らしても想像に難くない。しかし、それまで手弁当でボランティア的に行なうのが当然の生協活動に尽力してきた組合員たちが、活動を事業と見なし、そこに経済的対価が伴うワーカーズ・コレクティブの出現をどう受け止めたか…必ずしも、一枚岩でなかったことも事実だ。

ちょうど生活クラブ東京が、神奈川に続いてワーカーズ・コレクティブを立ち上げようとした1984年、生協で働き始めて4年目の伊藤由理子(執筆時、生活クラブ連合会常務理事)氏が、生協組合員むけのワーカーズ・コレクティブの説明会に臨んだ時のことを回想して、以下のように述べている。「ワーカーズ・コレクティブ立ち上げのための説明会は、衝撃的な経験だっ

た。…集会室は立ち見が出るほどの参加状況で、質疑が途切れず終わるに終われない…(略)…参加者の2分の1は「生活クラブがパートを募集している」と思った人、残りは生活クラブに抗議しに参加した人たちだった…」という。伊藤氏の説明に対し、「当時の主婦が家計の足しにとパートに出たらどういう扱いを受けるのか」、参加者から事例等が報告され、その「衝撃的な実態が共有」された上で、次のような意見が飛び交い、白熱したという(「衝撃的な実態」とは、推測するに男性との賃金及び処遇格差や調整弁としての使い捨て同然の労働力としてしか見なされていない実態を指すのだろう)。伊藤は次のように続ける。「…さらに「これまで無償の活動こそが生活クラブの革新性を支えると言っていたのに、突然手のひらを返したように有償労働を、しかも企業の側に立てというのか」「こんな提案をする前に、これまで組合員が無償で提供してきた労働がどれだけの経済効果を生活クラブ、市場経済に生み出してきたか試算を示すべきだ」等の意見が述べられた(伊藤2020:114-115)。

上記からは、無償が当然とされてきた生協の組合員活動(煩雑な共同購入実務、荷物の運搬、生協運営に関わる会議参加およびその企画・運営等)に意味づけを行ってきた組合員にとって、活動に経済的対価が伴うワーカーズ・コレクティブというあり方の提案が、当初は大きな矛盾として受け止められたことがうかがえる。

後から振り返ると、理論的には「(生協運動で培った)参加型システムをさらに発展させる」(1995年第2回ワーカーズ・コレクティブ全国会議でWNJ設立時の代表酒井由美子氏の発言)べく、消費材に関する自治を、次なるステップとして材・サービスの提供の自治へと拡大する上で、対価

の伴う事業活動に接続するのが自然…といった整理がなされていくが、当初は相当の摩擦があった。ここで重要なのは、伊藤が、その摩擦が顕在化する白熱の議論を通じて、「自分（組合員自身）でも気づいていなかった欠落あるいは無意識の琴線が顕在化」した、と捉えていることだ。

その「欠落」「琴線」とは、「社会運動ではなく、働くことを通じた社会への働きかけが可能なのか」「使い捨て道具ではない短時間就労など存在するのか」「働く場に、果たして自治や対等は機能するのか」といった、ワーカーズ・コレクティブに対する根強い懐疑と、しかし本当にそれを可能とする道があるならば、探求しようというエネルギーであり、決してすんなり納得はせずに激しい議論を通じて、自分たちのワーカーズ・コレクティブ観を徐々に形成していく、その担い手たちの姿勢こそが、伊藤の「衝撃」だったのではないか。

2. 生協関連事業から、幅広く暮らしを支える事業へ

最初は、生協の店舗や配達準備、配達作業をワーカーズ・コレクティブが業務受託する形でスタートした。前述のように「にんじん」がその第 1 号であり、今日でも WNJ に所属する組織で見ると、生活クラブ生協業務受託を主とする団体が 19% (WNJ 2023: 104) とその割合は最も高い。介護保険制度のスタート前後からは、福祉領域のワーカーズが急速に伸びていくが、その中でも、同生協が運営する福祉施設で業務受託の形で食事や介護を担うワーカーズが一定数を占めることを考えると、生協事業を直接的・間接的に支えるワーカーズ・コレクティブが多数を占める。

しかしながら、ワーカーズ・コレクティ

ブは、生協関連業務にとどまらず、生活の現場で必要と認めれば、次々に領域横断的に事業を展開し、また組織が大きくなりすぎないように、そこから新たなワーカーズ・コレクティブが生み出されていった。この「生協関連業務にとどまらない」という発想は、同生協の組合員としての諸活動が土台となっている。といっても、組合員活動は、職員や生協組合員リーダーがけん引したものではなく、組合員自身が生協の内外で培った市民性に依拠するところが大きかった。組合員が生協活動から越えて、地域を、社会を変える活動に大きく踏み出し、地方議会議員を送り出す「代理人運動」にまで発展していく様子を、1982 年に入職した村上氏（執筆時 生活クラブ生協東京 専務理事）は、当時、配達作業の途中で参加した、班長会での話し合いの内容やその後の議論が行動に移し替えられていくことに衝撃を受け、次のように回想する。

「(配達の途中で参加した班会で) 話される内容に驚きました。田無市(当時)が廃油の回収をおこなうということで、それに積極的に関わろうという提案と反核平和運動への参加が議論されたと記憶します」。その議論を受け、廃油改修、ビン・缶回収・分別・売却を組合員が実践、村上は、自分が職員として担当した支部組合員と活動をもにして「自己満足的にチマチマと継続することに満足せず、この運動を生活クラブの組合員活動から、全市的な運動へ、そして社会的な仕組みへとするために坪井照子さん(生協の元組合員理事)を議会に送り出したのです。…中略…消費材を購入する人であると同時に、生活のあり方を自ら問い、そして市民社会を作り出す主体であるんだと実感しました」(村上 2020: 78-80)。

やや長い引用をしたのは、組合員活動がベースとなって、生協から地域へ運動を展

開する流れがあり、そうした生活文化の中からワーカーズ・コレクティブへの関心が、前節のように相当の葛藤、反発を含みながらも、自らの生活を問う延長として「市民社会を作り出す」という発想で、生み出されていったプロセスが重要と考えるからである。

だからこそ、前述のように、生協からの受託業務でスタートしたワーカーズ・コレクティブも、暮らしに必要なこと見定めて、生協という組織を越えて生み出されていった。食と福祉、そして文化に関わるワーカーズ・コレクティブを訪ねた経験から以下、述べる。

3. 地域福祉事業としての弁当事業～ミズ・キャロット

食事業は、現在、WNJ加盟団体のうち、25%のワーカーズ・コレクティブが手がける領域である。その一つ「企業組合 ワーカーズ・コレクティブ ミズ・キャロット」は、30年近く歴史のあるワーカーズ・コレクティブ第1号の「にんじん」の食部門として10年余活動した後、1995年に配食事業を専門的に担う「企業組合ワーカーズ・コレクティブ ミズ・キャロット」として独立し、現在、4箇所ではランチを構え、弁当・総菜販売（地域の市民むけ、生協店舗むけ）、高齢者宅への配食、保育園や企業への弁当配達、「中学生弁当」等を手掛けてきた⁽²⁾。

筆者は、「ミズ・キャロット」で働く人々へのヒアリングを実施したが、以下の点で「生協から地域へ」の踏み出しと「地域福祉の一環としての食事業」を実感した（ヒアリングでは、経営的・組織的課題についてもカバーしているが、本稿では割愛する。詳細は、田中 2018：123-129 参照）。

ワーカーズの言葉からは、「素性が確かで信頼できる食材を使用している自負心」がにじみ出ている。と同時に、弁当を食する人々の健康状態に、深く長期的に関与していることへの手ごたえ、緊張感、責任も表明され、生協を越えて、子ども、高齢者、地元企業で働く人たち等、幅広く地域の食を支える気概が、ワーカーズのメンバーそれぞれの語りにこめられていた。

自分たちの食、健康を守るだけなら、生協の組合員として自ら開拓してきた消費材を購入すれば完結できる。しかし、その食の安全を、健康な食へのアクセスに困難を抱える人々も含め、地域社会の人々と共有していこうとするのがワーカーズ・コレクティブだ。同団体の設立趣意書（1995年）には、弁当事業を「地域福祉の事業」と位置付けている。採算性の低い「中学生弁当」（行政からの指定管理事業）といわれる事業を、組織内で議論を重ねた結果引き受けたのも、同ワーカーズ・コレクティブの弁当事業の位置づけが、「地域福祉」であることと深く関係していよう（田中 2018：126）。

4. 介護保険制度の前段階からの福祉事業の展開～福祉クラブ生協におけるワーカーズ・コレクティブ

1970年代は、公害問題、食の安全が問われた時代だが、1980年代になると、高齢化の進行を見据えて、政府から「長寿社会大綱」（1986）、「ゴールドプラン」（1989）が打ち出される。同時に国家の財政危機を背景とした「福祉社会」論が政権政党によって浮上し、この流れは、今日の自助や自己責任論、そして公的領域の縮小と市場化に直結していく。

これに対して、市民社会の側からの動き

はどうであったか。福祉国家では保障がミニマム（最小限）に限られ、また、制度の構想や責任の主体が国家に限定されており、そこには当事者たる市民の参加がない。当事者不在では、当然制度改良へのモチベーションが生まれにくい。市民側の主張は、福祉国家そのものの否定でなく、市民側が福祉のあり方を提示し、それを担う力をもってこそ、福祉国家のよりよいあり方を形成しようというものだった。

国や政権による上からの自助推奨のベクトルと、市民側の参画のベクトルとがぶつかりながら、1980年代は、市民が社会福祉の担い手としてネットワークを形成し、地域福祉社会のあり方を構想していった時代といえよう。1990年代になると、介護保険制度開始を控え、生協に限らず、広く、NPO等、非営利の市民事業が数多く生み出されていった。

こうした流れでできたワーカーズ・コレクティブは数多く存在するが、本稿では、1989年に設立された福祉クラブ生協を取り上げる。同生協は設立趣旨として、国の制度やシルバービジネス市場に対して「受け身ではなく、自分たちで自分たちが必要とするサービスをつくる、それに賛同する人たちが集まり、新たな協同組合をつくる」ことで、「参加型」の「コミュニティ・オプティマム」⁽³⁾をめざすとした（関口2017:130-131）。そのために、自分たちの生協を「ワーカーズ・コレクティブがつくる生協」と定義し、「生協の各種サービスの実働組織」（＝ワーカーズ・コレクティブ）と「生協の組合員組織」をもって構成すると定めている。つまり、組合員は、「運動体」としてのワーカーズ・コレクティブを自ら構成し、福祉クラブ生協と事業委託契約を結んで組合員にサービス提供を行なうという仕組みである。組合員数16,147世帯に対

し、ワーカーズ・コレクティブ数は119団体、その事業領域は、生協消費材の配達、家事支援、配食、保育、移動支援、福祉施設の運営等16業種に及ぶ。「コミュニティ・オプティマム」を構成する自主事業と、介護保険事業や行政からの受託事業等が主軸だ。ワーカーズとして働くメンバーは2,959人（いずれも2023年度）であり、生協組合員の18.8%がワーカーズ・コレクティブの担い手でもある。生協理事会も、職員理事を除くとワーカーズ・コレクティブの代表によって構成される。

本稿では、多世代のワーカーから、福祉クラブ生協のワーカーズ・コレクティブに関わる手ごたえについて3人の見解を紹介したい。

まず、福祉施設での食事づくりのワーカーズに参加してきたベテランAさんは、「在宅福祉を担おう、そしてやがては自分たちもそのサービスを利用しようと、福祉クラブ生協に関わってきた」「ネット運動⁽⁴⁾を通じて出会った人々や活動から、社会を自分たちで作っていく必要を実感し、それがおもしろくて活動してきた。その経験が、ワーカーズ・コレクティブを通じて参加型福祉をつくっていくことにもつながっている」という。Aさんがいう「ネット運動」は、1980年代から始まっているが、Aさんの関わりは、ダイオキシンを発生させる古いタイプの焼却炉の使用廃止を求める運動等で、ごく身近な生活の必要から始まった、地方自治への参画運動である。Aさんは、この運動への参加経験と、ワーカーズ・コレクティブでの事業経験を重ねあわせる。つまり、暮らしに必須の材を共同で調達する生協、そこでの学びや活動を地域と共有するための地方自治への参加、必要なサービスを生み出し地域福祉のあり方を構想し、自ら担うワーカーズ・コレクティ

ブが一つの線上につながるとの考えだ。

若手のBさんは、福祉施設でのケアを担うワーカーズ・コレクティブに所属する。関わり始めて日が浅いというが、自身が親として携わった青空保育の経験と重ねて、次のように言う。「以前、青空保育をやっていた経験がある。自主保育も自分たちで考えて作っていく活動なので、ワーカーズ・コレクティブのやり方との共通点が多い」。さらに、前職も福祉施設勤務だったことから、同じケアワークでも、ワーカーズ・コレクティブの場合、何が異なるか、明解だという。「人まかせにせず、次の人のことを考えた動きがここにはある。「誰かがやってくれる」ではなく、「自分がやろう」と。前の人ややっていなくとも、「どうして!？」ではなく、「きっと手が回らなかったんだ」と引き受ける」関係性があり、これらの点で、前職との職場での人間関係との違いを感じるという。また、入ったばかりの立場であっても「何か提案をした際、「あなた、日が浅いののに何、言ってるの?」とはならず、安心して意見を聞いてもらえるし、話し合いができる」とする。

中堅で同生協の役職でもあるCさんは、移動支援のワーカーズを担う。Aさんとは経路が異なり、生協活動や市民活動の経験の延長でワーカーズ・コレクティブと出会ったわけではないという。職探しの一環で「生協という組織なら働き方に融通が利くのではないかという期待」のもと、「どこまで関われるか、不安もあった」が、「ワーカーズ・コレクティブの事務所に行く」と活気があって、「自分もこの中に入りたい」と思った」という。その際、「自分たちの意見が、組織の方針に反映される。分配金も自分たちで決めて上がる等の説明が印象的」だったが、実際にほとんど分配金が向上したこと、しかも従事年数に関わらず、

平等だったことには驚いたという。理念というより、一緒に働く経験を通じて、「同じことをめざす仲間がいること。自主的に動くことを認め合える仲間」の存在を実感するようになった様子がかがえる。

ここに凝縮されているように、高齢社会にむけ、人々が大切にされる地域をどう作っていくか、という大きな課題に対して、「どう暮らしたいか」「そのために何が必要か」「それを順次生み出していくためにどう仲間をふやすか」「事業として持続可能な仕組みとするにはどうしたらいいか」等、暮らしと地続きな道を歩みながら、試行錯誤してきた結果、今日のワーカーズ・コレクティブが存在していることがうかがえよう。

5. 市民参加、市民事業を下支えするワーカーズ・コレクティブ～一般社団法人「ぶろぼの」の提起

個々のワーカーズ・コレクティブが、日々の事業や地域・行政との関係づくりに奔走する傍ら、ワーカーズ・コレクティブや市民を対象とした多くのワークショップや調査研究、提言活動を行なう活動も、活発に行なわれている。これを可能としているのが、全国や圏域のワーカーズ・コレクティブを繋ぐネットワーク組織だが、ネットワークとしての活動も、個々のワーカーズ・コレクティブでの現場仕事を兼任するメンバーが担っており、調査活動の実務等にさける時間は限られている。そこで、ネットワーク団体の実務をサポートする調査企画、集計、編集等を担うワーカーズ・コレクティブの存在によって、当事者主体の調査や提言が可能となっている。

そうした業務を担うワーカーズ・コレクティブの一つが「ぶろぼの工房」であ

る。設立メンバーの藤木千草氏は、1992年、公民館主催の講座と生協主催のワークショップをきっかけに、これからの市民社会にとって必須のテーマであり、藤木自身の人生のテーマであると直感した「市民参加のまちづくりのしなやかなコーディネート」（設立趣意書）を掲げて、仲間3人で「生活工房まちまち」を立ち上げた。その後、同組織を「刷新と発展のために解消」して2010年、ワーカーズ・コレクティブ「ぷろぼの工房」（法人格は一般社団）を設立（藤木2020:100-101）。その事業領域は、「まちまち」を引き継ぎつつ、居場所づくり、障害があってもなくても共に働く場づくり、弁当・総菜製造販売と多岐にわたる。新規に事業部門が生まれるには、紆余曲折や試行錯誤がある。例えば、まちづくり、編集・企画や調査研究を担うワーカーズ・コレクティブの事業案内に、なぜ弁当・総菜製造等、食事業が並ぶのか。

藤木氏は、自身のワーカーズに関わる傍ら、30年ほど前から他のワーカーズ・コレクティブを支援する東京のネットワーク（東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合）の理事や理事長を担うなかで、経営的に苦しい食ワーカーズの支援に入った経験がある。経営が厳しい団体の話し合いの場に入る、あるいは、他の食ワーカーズが入って助言する等、手を尽くしたがどうしても立ち行かず、解散せざるを得ない状況を見てきた。数年前に国立市のワーカーズ・コレクティブとまと（弁当・惣菜製造）の経営が厳しくなり、「ぷろぼの工房」の一部門として一緒にやれないかという提案があった時に、事業継続の新たな手法のひとつとして実施するに至ったという。

双方にとって容易な判断ではなかったと推察するが、「ぷろぼの工房」が個々のワーカーズの葛藤に親身に伴走してきたことを

象徴する一件といえよう。藤木氏は、東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合の他、WNJの代表・事務局長を歴任し、かつ多くの市民活動（前述のネット運動、反原発、水問題、居住支援等）にも、中心軸となって従事し、その先々で出会う人々とともに、社会的課題を、設立趣意書に違わず、「しなやかに」柔軟に受け止め、つなぎあわせながら、市民参加拡充の社会的処方を生み出してきた。

「市民参加」は自然と広がるものではなく、こうした結節者の存在が必須であることを痛感する。

6. 何のための「参加型」運営なのか

これまでの記述から、ワーカーズ・コレクティブの事業には、その背後に強固な参加への渴望があること、その探求によって、社会を足元から変える手ごたえを関係者が感じていることが確認できよう。しかし、他方で、この参加の渴望は、現代にあっては、必ずしも積極的な受け止めにされなくなっている。

例えば、複数のワーカーズ・コレクティブの関係者から、その典型的な特徴とされてきた「自主運営」も「意見を言いあえる対等な関係」も責任ある立場を「替わりあう」組織的な工夫も、岐路に立っていることが指摘されている。

この間、お話をうかがった方からも、「仕事には、存分に関わってもらえるが、運営責任の役を替わりあう…という点は、成立しなくなっている。「替わりあう」ことをお願いする段になると、辞めてしまう等」。「参加して、自分たちで決められる…このことが、必ずしも魅力や理想ではなくなっている。「自分たちで…」はかえって重い」、「決めてマニュアルを整えてほしい」とい

う感じ方が主流なのではないか」等である。

ワーカーズ・コレクティブ関係者であっても、自組織の運営で、「参加型」が自明ではなくなっている現代にあっては、「参加型」組織をどう意味づけていくのか、重要な課題となっている。

上記の課題を念頭に、ワーカーズ・コレクティブ第1号「にんじん」から派生したミズ・キャロットの設立者でもある酒井の、WNJ発足の第2回全国会議（1995年）の基調報告を再度ひもときたい。同報告では、30年前、すでに「参加型」がともすると弱まる傾向にあることが指摘されている。酒井は、ワーカーズ・コレクティブが理念として「参加型」を掲げたとしても、「…しかし、ともすると力のある者に従って働く」のが「楽」であり、「考えるのが面倒」になりがちなか、議論を尽くす対等な関係が成り立たないと、「相互に牽制しあう」ことができず、「ワーコレの質が高まっていけない」と明言する（酒井1995：3-5）。

では、酒井が意図する「質」とは何か。続けて酒井は「市民事業の価値がまだまだ認知されない中で、あえて私たちはリスク負担をし、ワーカーズ・コレクティブとして日々実践していくことで、社会のひずみ・矛盾が見えてくる」、そのことに依拠して「既存の制度、税、年金のあり方、社会保障のあり方に意見し、行政を突き動かしていくことができる」（酒井1995：5）と続ける。

あらためて、何のための「参加」「自主運営」なのか、留意しておきたい。ここで語られる参加は、自助の論理ではない。自ら担うことによって、「社会のひずみ・矛盾」が明確に深く理解でき、だからこそ、具体的な要求運動を忍耐強く重ね、社会の仕組みを変えていくことに結び付け得る、その

展望が示唆されている。

地域で必要なサービスを、ワーカーズ・コレクティブを活用して生み出し、公的制度と自分たちが蓄積した市民事業としての手法がぶつかる時は、例えばケアを担ってきた事業実績を土台に提案をし、制度を改変する。改変がままならなければ制度に対応しつつも、ワーカーズ・コレクティブのやり方を実質的に担保するやり方を捻出する。

厚木市で参加型地域福祉活動の実践と支援を行ってきた又木によれば、上記のような形で、地域福祉の実態づくりが各地で展開していったという（又木2007：263-264）。

例えば、社会福祉法人に対して、公的制度では一定の常勤職員数配置が定められているものの、「常勤を固定化すると、ワーカーズ・コレクティブの民主性が損なわれる」との懸念のもと、常勤、非常勤、ボランティアの混成チームが、相互に立場を入れ替えながら運営していったという。又木は、「任期の上限を設けているわけではない。（しかし）ワーカーズ・コレクティブの組織が硬直化するのをメンバーの意志で防いで」きたことを重視する。こうした工夫の積み重ねが、ある時は自分たちの組織を柔軟化し、ある時は制度を変えたり、制度新設に至ることもあったという。

さらに又木は「生活者の政治」実現を目指して自治体の議員になったが、「政策は（もっぱら国に与えられたテーマに対応する）議会で作るより」、市民がニーズを発見し、対応を自ら実践し、それを市民相互で学びあう…そしてこれらを動力源として自治体で政策化するのが早いと考え、実際にその実現を進めてきたという（又木2007：272）。

ここでも、担いながら、社会の仕組みを

変えていく…という「参加」の究極の目的が強調されていることがうかがえる。

7. 労働者協同組合法との関連で

最後に「労働者協同組合」が 2020 年 12 月 4 日、法律として成立したことを受け、その経緯と、このことが、これまで見てきたワーカーズ・コレクティブのメンバーの働き方とどう関連するのかについて考えたい。

(1) 労働者協同組合法がめざすものとは何か～ディーセントな仕事・暮らしと持続可能な地域社会

冒頭述べたように、「労働者協同組合法」への関心は、複数の潮流（労働運動、生協運動、障がい者運動）によって高められた。当初は「出会うことがなかった」これらの潮流には、2つの共通性がある。第一は、労働者協同組合の担い手が、社会の主流の仕組みからは排除されてきたこと、第二に、事業内容が、人々の命と暮らしを支えるキーワーク（食、子育て、ケア、環境、学び）であることだ。

このことは法の目的（第一条）に端的に示されている。同法第一条は、「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ…」で始まる。このことは、同法が、現代社会における通常の仕事・労働が、生活を破壊していること、人々の意欲・能力を蔑ろにしているという現状認識、すなわちディーセントなものとなっていないという認識に立っていることを示している。

さらに第一条後半では「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事す

ることを基本原理」とすること、そうした組織が「多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とすること」と続く。ここでは、労働者協同組合が単に事業組織として成立するだけでなく、その事業を通じて「持続可能な地域社会」の形成を目指すと明言している。

(2) 法律の活かし方～自助・共助の強調ではなく、公助の拡充を伴わせる必要

同法を本稿の文脈に沿って見てみよう。

同法は、まずディーセントな仕事と暮らしを求めている、という点で大きい意義を持つ。しかし、既述のように、労働者協同組合の事業領域は、命と暮らしを守るエッセンシャル・ワーク、キー・ワークであり、これら広義のケア労働は、それが女性領域の仕事とみなされてきたがゆえに、市場においては経済的対価が、他産業と比較して低く据え置かれている。

近年の介護保険制度の報酬改定では、減額すらされており、第一線でケアワークを担う小規模事業所は経営難に苦しむ。ケア労働は必要度もやりがいも大きいものの、働き手の暮らしを支えるための報酬が伴わず、ディーセントワークとは程遠い。

また暮らす立場から見ても、行財政の効率化を理由に 2000 年代に進められた平成の自治体合併によって、小規模自治体で展開していた生活支援事業が廃止・縮小となり「暮らしにくさ」は広がる一途だ。そうした状況下で、法律の文言にある「多様な需要」への対応と「持続可能な地域」づくりを労働者協同組合に求めるとすれば、「自助」の強調につながりかねない。

労働者協同組合が手がけるサービスの提供先は、ほとんどの場合、市場的には「不採算」部門が主だ。よく、「市場で事業が成り立たないならば撤退すればいい」という意見が寄せられるが、しかし、事業閉鎖すれば、たちまち働く場も地域の暮らしも共倒れになるのは、明らかだ。そもそもが不採算領域の、公共性の高い事業をこそ持続可能なものとしなければ、地域の持続可能性は望めない。

同法の第一条は、自治体等に、指定管理や受委託関係のあり方や、市民が主体のコミュニティ事業に対する支援を働きかけていく、その根拠として位置付け直す必要がある。繰り返せば、そのことは、事業者の利益ではなく、地域の幅広い持続可能性を保障することにつながるからだ。

8. ケア労働をジェンダーの視点からどう組み立てていくのか

広義のケア労働が、なぜ「貶められてきたのか」。(ケア・コレクティブ 2021)によれば、第一に、ケアが、歴史的に「女性」が無償か低賃金で担うべき「非生産的」仕事とされ、底辺に位置付けられてきた社会構造がまずは土台として存在すること、第二に、今日、過度なアウトソーシング(営利目的の企業への、公共領域の社会サービスの外部化)によって、「国家が(企業によって=引用者補足)ATM機械のように扱われ」(ケア・コレクティブ 2021: 99)、富が投資家に集中する仕組みが強化され、そこで働く労働者やサービス利用者への分配率がますます希薄になっているとしている。

では、市民社会も、政治も、そして経済の仕組みも広義の「ケア」を「貶めない」方向へと転換していくにはどうしたらいい

か…同書では、その模索も紹介しているが、キーワードを挙げると、「(自発的な下からの)相互支援と(その持続のための)構造的支援」「共有・共同運営の公的空間」「ミニシパリズム等ローカルな民主主義」「協同組合」等となっている。

まさに、ワーカーズ・コレクティブおよびその連携者が一貫して40年以上掲げてきた「参加型」の含意は、手弁当や自助・共助を意味するものではなく、その先にある、社会をよりよい方向へと切り替えていくための、その必要条件・土壌としての「参加型」であった。ケア・コレクティブの提言と重なる内容といえよう。「担う」(参加)からこそ「気づき」、「創造」の糸口が見え、「変える」動力源となりうる、その循環を太くするという課題を念頭に、労働者協同組合運動を、事業組織論に留め置かず、市民社会論として展開していくことが必要であることを確認し、本稿の締めとしたい。

注

- (1) WNJ(ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン)の2022年調査によれば、同ネットワーク所属のワーカーズ・コレクティブの男女比は、女性91%、男性9%。
- (2) (2022年4月現在)、組合員数は40人、一人当たりの平均的な出資額は13万円、年間の事業高は1億3,000万円にのぼる。
- (3) 同生協では、国家や自治体が担う地域福祉は、質量ともに一定の限界があることを踏まえ、それを非営利の諸団体と連携しながら、より豊かな形に「最適化」という発想で「コミュニティ・オブティマム」という概念を掲げている(福祉クラブ生協 2016: 25)。
- (4) ネット運動とは、「ネットワーク運動」の略。1980年代、生協の組合員が中心となって、地方自治体に合成洗剤追放を求める条例制定運動を実施。神奈川県内7つの自治体に直接請求し

たが、全市で否決されたことをうけ、地方議会に自分たちの代表を送る動きが活発化。議員にお任せではなく、送り出した議員は自分の「代理」として支えることはもちろん、一定年限で替わりあうことを約束し、これを「代理人運動」と表現した。

【引用・参考文献】

- 天野正子『生活者とは誰か』1996、中公新書
- 伊藤由理子「第9章 生活クラブか、協同組合か」
柏井宏之・樋口兼次・平山昇共同編集『西暦2030年における協同組合』2020年社会評論社
- 上野千鶴子『ケアの社会学』、2011年、太田出版
- 大高研道「労働者協同組合法制化運動史の研究—法制化運動から協同労働運動への展開に向けた課題と展望」『明治大学社会科学研究所紀要』第63巻第1号、2024年10月
- ケア・コレクティヴ著・岡野八代・富岡 薫・武田宏子訳・解説の『ケア宣言～相互依存の政治へ』（大月書店、2021年）
- 酒井由美子「21世紀にむけて～ワーカーズ・コレクティヴがめざすこと」WNJ『第1回ワーカーズ・コレクティヴ全国会議 in 神奈川』報告書、1995年
- 関口明男「第4章ワーカーズ・コレクティヴがつくる福祉専門生協～福祉クラブ生協とは何か」
田中秀樹編『協同の再発見～小さな協同の発展と協同組合の未来』家の光協会、2017年
- 田中夏子「第6章 地域の『食』を協同労働で支える」佐藤一子・千葉悦子・宮城道子編著『食といのちをひらく女性たち』農文協、2018年
- 藤木千草「第8章 ワーカーズ・コレクティヴのこれまでのこれから」柏井宏之・樋口兼次・平山昇共同編集『西暦2030年における協同組合』2020年社会評論社
- 堀 利和「第10章 労働力商品化を止揚した社会的共同組合のレゾンデートル」柏井宏之・樋口兼次・平山昇共同編集『西暦2030年における協同組合』2020年社会評論社
- 又木京子「第10章 厚木市における市民の協働の実践～市民の自治力を育てあい、くらしのセーフティネットをひろげる」大沢真理編著『生活の協同～排除を越えてともに生きる社会へ』日本評論社、2007年
- 村上彰一「第6章 地域は自分でつくる！意志あふれる人が集う生協へ」柏井宏之・樋口兼次・平山昇共同編集『西暦2030年における協同組合』2020年社会評論社
- WNJ『第15回ワーカーズ・コレクティヴ全国会議 in 神奈川』報告書、2023年